

申請症例の年数制限の緩和および  
救急蘇生講習会の要件改定について

1. 申請症例の年数制限について

認定歯科衛生士制度施行細則第 7 条の改定に伴い、認定歯科衛生士申請のための申請症例は、申請から遡って過去 1 年から過去 3 年に変更となりました。

但し、本学会に入会後の症例のみが有効となります。

|     | 申請可能な症例       |
|-----|---------------|
| 現 行 | 申請から遡って過去 1 年 |
| 改定後 | 申請から遡って過去 3 年 |

2. 救急蘇生講習会の要件改定について

認定歯科衛生士制度施行細則第 6 条の改定に伴い、認定歯科衛生士制度施行細則第 6 条に規定する救急蘇生講習会については、米国心臓協会もしくは日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）とし、申請前の 5 年前までに受講しているものを認めることとなりました。

但し、この改定は令和 9 年に実施予定の第 11 回認定歯科衛生士試験より義務付けられるものとし、それ以前の受験については、従来通り米国心臓協会、日本救急医学会以外の各医療機関等が実施する実習参加型の講習会も認めるものとします。

関係する会員各位におかれましては、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会  
認定歯科衛生士委員会  
委員長 立浪 康晴